

# 社会福祉法人ミツワ会 報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ミツワ会（以下「当法人という」）定款第8条および第21条の規定に基づく、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び評議員選任・解任委員会の運営に関する規程第7条に基づく評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

## (役員等の定義)

第2条 当法人の役員は、当法人の職員を兼務し職員給与を支給している常勤役員及びそれ以外の非常勤役員をいう。また外部委員は、評議員選任・解任委員会の非常勤外部委員をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（当法人の職員を兼務し職員給与を支給している者）については、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。  
また各年度の総額は300,000円を超えない範囲とする。

## (非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、駐車料金、日当及び宿泊費）を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

## (端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和2年6月27日より実施する。

別表 1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報 酬	費用弁償
評議員会への出席	1回	公共交通機関等を利用した場合は実費ないし相当額
上記の他法人等の業務の為の出勤	3,000円	

(2) 理 事

	報 酬	費用弁償
理事会への出席	1回	公共交通機関等を利用した場合は実費ないし相当額
上記の他法人等の業務の為の出勤	3,000円	

(3) 監 事

	報 酬	費用弁償
決算監査等	1回	公共交通機関等を利用した場合は実費ないし相当額
理事会等会議への出席	1回	
上記の他法人等の業務の為の出勤	3,000円	

(4) 評議員選任・解任委員

	報 酬	費用弁償
評議員選任・解任委員会への出席	1回	公共交通機関等を利用した場合は実費ないし相当額
上記の他法人等の業務の為の出勤	3,000円	